

# 《 保護者の皆様へ 》

## 就学援助の制度について

西原村教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、次のような制度を設けておりますのでお知らせします。

### 1. 就学援助費とは

経済的な理由により、就学が難しいと認められる児童及び生徒の保護者に対して給付されるものです。

### 2. 対象となるのは

西原村に住所を有し、小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、かつ裏面の準要保護者認定の基準に該当する方です。

### 3. 受付の時期

令和5年3月31日（金）まで受け付けますが、年度途中に転入された方や、家庭の事情に変更のあった場合は、追加認定として随時受け付けます。

**※学校への提出締切：令和5年3月17日（金）まで**

### 4. 申し込み（申請）

援助を希望される方は、申請書に必要事項を記入して学校へ提出してください。

※ 申請書が必要な方は、学校または教育委員会へ申し出られてください。

お問合せ先 西原村教育委員会 279-4424  
山西小学校 279-2004 まで

## 準要保護者認定の基準

1. 世帯全員の所得合計額（総所得金額より社会保険料、生活保護法による障害者加算を除いた額をいう。）が生活保護法に規定する基準額の1.0倍以下であること。
  
2. 前年度又は当該年度に次のいずれかの措置を受けた者
  - （1）生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた。
  - （2）地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - （3）地方税法第323条に基づく市町村民税の減免を受けた。
  - （4）地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免を受けた。
  - （5）地方税法第367条に基づく固定資産税の減免を受けた。
  - （6）国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び90条に基づく国民年金の掛金の減免を受けた。
  - （7）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予を受けた。
  - （8）児童手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けた。
  - （9）生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた
  
3. 2以外の事情の者で、次のいずれかに該当する者
  - （1）保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者。
  - （2）保護者の生活状態が悪いため学校納付金の減免を受けている者。
  - （3）保護者の生活状態が悪く学校納付金が滞りがちな者又は学用品、通学用品等に不自由している者。
  - （4）経済的理由による欠席日数が多い者